

三条デイサービスセンターの公募によらない指定管理者の候補者の選定について

1 三条デイサービスセンターの概要

平成13年10月の開設から、市立のデイサービスセンターとして、平成18年度の指定管理制度導入以降も、利用者本位のサービスを基本に円滑かつ良好な管理運営を行っている。

○ これまでの経緯及び今後の予定

平成18年4月1日から 平成30年3月31日まで	一般財団法人芦屋ハートフル福祉公社（以下「ハートフル福祉公社」という。）を指定（3年毎に選定替え）
平成29年9月26日	ハートフル福祉公社を指定（期間：平成30年4月1日から平成33年3月31日まで）
平成30年12月19日	ハートフル福祉公社から社会福祉法人芦屋市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）へ事業を譲渡する契約締結
平成31年1月16日	社会福祉協議会を候補者として選定（期間：平成31年4月1日から平成33年3月31日まで）
平成31年3月31日	ハートフル福祉公社の解散 ハートフル福祉公社の指定管理者の指定を取消
平成31年4月1日	ハートフル福祉公社から社会福祉協議会へ事業譲渡

2 三条デイサービスセンター指定管理者の候補者の選定について

三条デイサービスセンター指定管理者の候補者の選定にあたっては、以下の理由から現在の指定管理者であるハートフル福祉公社の事業譲渡先の社会福祉協議会を公募によらない指定管理者の候補者としてほしい。

(1) 社会福祉協議会について

社会福祉協議会は、社会福祉を推進することを目的とした非営利の民間組織である。その中でも社会福祉法第109条の規定により、その地域の社会福祉を推進するため各市町に1つ設置されているのが市町村社会福祉協議会である。社会福祉協議会は、地域の特性を踏まえ、多様な福祉ニーズに応えるため、地域福祉サービスの推進、ボランティア・市民活動の推進、社会福祉に関する調査・普及・宣伝活動、芦屋市の事業受託運営、障がい者支援事業等を実施し、地域福祉の推進に取り組んでいる。また、平成4年にハートフル福祉公社が設立される以前は、老人憩の家事業、老人家庭奉仕員事業、ねたきり老人実態調査、軽度痴呆性老人託老ルーム事業等の高齢者福祉のセーフティネットの役割を社会福祉協議会が果たしてきた。

(2) 社会福祉協議会へのハートフル福祉公社の事業譲渡について

超高齢社会の到来、生産年齢人口の減少が予測されるなか、「地域共生社会」を実現す

る仕組みとして「地域包括ケアシステム」の推進が求められている。社会福祉協議会が担ってきた社会福祉事業（地域福祉におけるセーフティネット）にハートフル福祉公社の在宅福祉サービス（高齢者福祉におけるセーフティネット）が加わることで、市民の参画と専門職支援の相互連携を推進し、市民にとってわかりやすく、よりきめ細やかに包括的な支援を一体的かつ連続して展開できることを見据え、事業譲渡を行うもの。

(3) 事業運営体制について

ハートフル福祉公社から社会福祉協議会への事業譲渡にあたっては、全ての職員の雇用を引き継ぐこととしているため、社会福祉協議会が三条デイサービスセンターの指定管理者となった後も、事業運営方針や体制について変更点はない。また、社会福祉協議会には、三条地区の民生委員を長年にわたり務めた役員や三条町自治会との繋がりが深い役員もいるため、これまで以上の「地域社会の連携と協力」のもと、市民の参加と協力を得て、利用者本位のサービスを提供できるものと考えている。

3 指定期間について

指定期間については、第7期介護保険事業計画の計画期間ならびに国の介護報酬改定に合わせて平成33年3月31日までとする。

以 上